

南部地域・基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、教育・研究機関等の存在など地域の特徴について)

○地理的条件・人口

食品関連産業の立地・集積を目指す秋田県南部地域（以下「当地域」という。）は、広域行政圏の由利地域、仙北地域、平鹿地域及び雄勝地域に所在する9市町村で構成されており、総面積は549,758ha（県全体の47%）、可住地面積156,066ha（同49%）となっている。

南は山形県と一部宮城県に、東は岩手県に隣接し、西は日本海に面している。山形との県境には鳥海山が、南東部には秋田・岩手・宮城の3県にまたがる栗駒山がある。

一級河川の雄物川は山形県境の湯沢市・大仙山に源を發し、北上して途中で西に向かい、横手盆地や仙北平野、秋田平野等を経て、秋田市で日本海に注ぎ込んでいる。もう一つの一級河川である子吉川は鳥海山に源を發し、本荘平野を貫流しながら、由利本荘市で日本海に注ぎ込む。これら二つの河川の流域には、盆地や平野が形成され、こうした平坦地と豊かな水や肥沃な土壌を活用して農業やものづくり産業が発展してきた。

当地域の人口は391,454人であり、市町村別で見ると、横手市が91,663人で最も多く、次いで大仙市が82,705人、由利本荘市が79,573人、湯沢市が46,909人となっている。

※総面積は「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」（平成26年10月1日、国土地理院）による。

※可住地面積は、「統計でみる市区町村のすがた2015」（総務省）による。

※人口は、「平成27年秋田県の人口と人口動態（平成27年10月1日現在）」による。

○既存の産業集積の状況

食品関連産業は本県の主要産業の一つであり、食料品製造業と飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）の事業所数は420事業所で本県製造業全体の22%、従業員数は8,901人で14%、製造品出荷額等は1,150億円で10%となっている。

当地域の食料品製造業と飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）の事業所数は214事業所で県全体の51%、従業員数は3,311人で37%、製造品出荷額等は388億円で34%であり、中でも、湯沢市と横手市は、当地域での製造品出荷額等が多く、143億円（当地域全体の37%）、79億円（同20%）と、2市の合計が当地域全体の半分を占めている。

※事業所数、従業者数、製造品出荷額等は「平成25年工業統計調査」（経済産業省）による。

※この計画では、食品関連産業の数値として、工業統計における「09 食料品製造業」と「10 飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)」の合計値を用いる。

○教育・研究機関等の存在

由利本荘市には、秋田県立大学のシステム科学技術学部があり、当地域の食品事業者や機械メーカーと純米吟醸酒を共同開発した実績があるほか、当地域に隣接する秋田市には、生物資源科学部があり、当地域の食品事業者との連携により商品化を実現している。

また、秋田市には、県の試験研究機関である総合食品研究センターがあり、応用発酵、食品開発、酒類製造などの研究を行うとともに、事業者からの相談等に応じて技術支援や研修などを実施している。

○道路・空港等インフラの整備状況

近年、日本海沿岸東北自動車道などの高速道路の整備が進み、東北自動車道や秋田空港、秋田港など高速交通・物流拠点へのアクセス性が向上したことにより、物流機能の効率化が進展し、さまざまな分野で地域内外との交流が促進されている。

秋田自動車道については、岩手県北上JCTで東北自動車道に接続しているほか、東北中央自動車道については、平成9年には湯沢から横手までの区間が開通し、その後、順次整備され、平成19年に湯沢市雄勝まで延伸している。また、日本海沿岸東北自動車道は秋田市河辺で秋田自動車道に接続し、平成14年に由利本荘市岩城まで開通後、平成27年10月には象潟まで延伸されている。湯沢市及びにかほ市まで開通されている各自動車道は、県南部の道路交通上の玄関口であり、開通区間以南についても一部を除く事業に着手していることから、早期整備・延伸が期待されている。

(目指す産業集積の概要について)

○本県食品関連産業の現状と課題

平成25年工業統計では、本県の食料品製造出荷額等（食料品と飲料・飼料の合計）は1,150億円で、東北最下位、全国44位に低迷している。業種別の製造品出荷額等が多いのは、畜産加工が211億円（県全体の18%）、清酒製造が146億円（同13%）、パン・菓子類が139億円（同12%）の順となっている。事業所規模別では、30人以上の事業所の製造品出荷額等が784億円で、県全体の68%を占めているが、従業員数4人以上9人以下の事業所が184事業所で県全体の44%を占めており、小規模な事業所が主体の産業になっている。

また、平成17年秋田県産業連関表では、農水産物の県際収支は865億円の黒字になっているが、飲食料品の県際収支は975億円の赤字になっている。

本県は米を中心とする農業県であるが、食品関連産業は他県に大きく後れを取っており、次のような課題が挙げられる。

- ・農業では、米が産出額の約6割を占め、偏った生産構造となっており、複合化が進んでいないことに加え、一次産品での出荷・販売が中心で、県内食品関係事業者との交流・連携が希薄なため、いわゆる農商工連携による高付加価値化の取組が少ない。
- ・県内では農業生産のロットが少なく、食品加工用に使用する低廉なものが集まらない。
- ・食品関連産業では、中小零細事業者が多い一方、業界をけん引する中核的事業者が少

ないことに加え、水産や畜産、野菜、果樹などの分野で一次加工の生産設備が不足しており、県産農林水産物の加工を県外に委託している場合も多い。

- ・リスクを取って、外に打って出ようとする食品関係事業者が少なく、首都圏等での販売・取引の経験が不足していることから、県外販売店等とのネットワークが構築されておらず、マーケット動向を踏まえた商品開発ができていない。

○食を取り巻く時代の流れと本県の可能性

食を巡る世界的な潮流では、温暖化による農作物の不作や食物系バイオ燃料による穀物価格の高騰、高級食材の獲得競争の激化などを背景に、食料需要は高まりを見せている。

一方、海外市場で日本産食品は安全安心・高品質の評価を受けており、国内では、食料自給率の向上や食品の安全に対する意識の高まりなどから、国産食品回帰への動きが広まっている。

こうした中で、本県は豊かな自然環境を背景として、米を中心とする農林水産物に恵まれ、食料自給率は全国第2位で、伝統的な発酵文化などに培われた食資源を有している。

これら資源のポテンシャルを生かして、首都圏等のマーケット動向や消費者ニーズを踏まえた商品開発と国内外への売り込みの強化などにより、本県の食品産業は今後、大きな成長が期待される分野である。

県の成長戦略である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」（平成26年度～平成29年度）及び「あきた未来総合戦略」（平成27年度～平成31年度）においても、食品産業の振興を重点推進事項と位置づけて取り組んでいる。

○集積区域が目指す食品関連産業の方向

当地域では、雄物川、子吉川と支流の流域が良質な秋田米の産地となっているほか、奥羽山脈や鳥海山からの湧水などを利用して、古くから酒造業が盛んである。

さらに、豊富な米を背景とする発酵文化も地域に根付いており、清酒加えて、いぶりがっこなどの漬物や味噌・醤油の製造も各地で行われている。

このほか、稲庭うどん（湯沢市）は300年以上の歴史を有しており、全国三大うどんの一つとなっている。

また、さくらんぼ（横手市・湯沢市）やりんご（由利本荘市・横手市）、ぶどう（横手市）の果樹に加えて、スイカ（横手市・羽後町）、枝豆（大仙市）、ミニトマト（由利本荘市）などの野菜の産地が点在しているほか、カナカブ（由利本荘市・にかほ市）や横沢曲がりねぎ（大仙市）、山内にんじん（横手市）、三関せり（湯沢市）や平良カブ（東成瀬村）などの伝統野菜も各地で栽培されている。

畜産では、由利牛や羽後牛、三梨牛などの黒毛和牛のほか、ジャージー牛の乳製品などが生産されており、水産では、「県の魚」ともなっているハタハタに加えて、ズワイガニやサクラマス、甘えびなど、漁獲量は限定的ながら高品質な魚種の水揚げが見られる。

これまで、こうした農林水産物や食資源をベースとした新たな商品開発の動きにより、ぶどうジュース・ジャムを国内外で販売したり、ジャージー牛乳を使ったシュークリームや横手やきそばなどは、地域の事業者が連携して取り組み、全国からの誘客に成功している。

また、酒類製造、味噌醤油製造及び納豆製造業者において、以前から、消費者への工場見学を実施しているが、近年、稲庭うどん製造業者においても、工場増設とともに工場見学や製作体験を始めたほか、蜂蜜販売では、養蜂から蜂蜜加工販売までを組み合わせた事業や蜂蜜絞り体験など、観光と一体となった新たな需要の創出に取り組んでいる。

今後も、地域ならではの農林水産物や食資源を生かして、首都圏等の消費者ニーズを踏まえた商品開発を強化するとともに、開発・製造する土産品等の物産と観光の一体的な売り込みや経済発展の著しい東アジア等への農産物、清酒、加工食品の輸出など、ターゲットと地域を明確化した戦略的なプロモーションを展開することで、食品産業の振興を図っていく。

また、農林水産物の生産から食品加工、流通・販売まで展開する「6次産業化」を推進するとともに、県・市町村・関係団体等が連携して、食品事業者の主体的な取組をサポートしながら、県外市場に進出意欲のある食品事業者の育成や食品事業者を支えるネットワークの構築などにより、食品関連産業の活性化と産業集積の促進を図っていく。

(2) 具体的な成果目標

	現状 (H25)	計画終了後 (H32)	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	178億円	199億円	12%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項	取組主体	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
(産業用用地等の整備に関する事項) ①企業ニーズの把握 ②産業用用地・共用設備の整備	県、市町村					
(人材の育成及び確保に関する事項) ①意欲ある食品事業者の育成	食品関連事業者、 県、市町村、商 工団体、大学					
(技術支援等に関する事項) ①技術相談・指導、共同 研究、技術移転	総合食品研究セ ンター、あきた 企業活性化セン ター、大学					

取組事項	取組主体	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
（その他の企業立地及び事業高度化のための環境整備等に関する事項） ①国の技術開発事業等の活用 ②食品事業者の活動を支える仕組みづくり ③農林水産業や観光産業との連携強化 ④あきた農商工応援ファンド事業 ⑤初期投資軽減のための支援制度 ⑥インフラ整備関係	食品関連事業者、 県、市町村、商 工団体、総合食 品研究センター、 あきた企業活性 化センター					

2 集積区域として設定する区域

（区域）

当計画において、設備投資や企業立地等により事業高度化や産業集積を促進する地域として、次の市町村を集積区域として設定する。

横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村（9市町村）

設定する区域は、平成28年1月22日現在の行政区画、その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域、保安林及び国有林、自然公園地域、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区等に加えて、環境省が選定した苔沼（湯沢市）、加田喜沼（由利本荘市）などの日本の重要湿地500及び特定植物群落は環境保全上、重要な地域として除外する。

ただし、鳥獣保護区域のうち、にかほ市の一部区域（立沢地区、山王森地区）については集積区域とする。

（集積区域の可住地面積）

156,066ha

【市町村別内訳】

No	市町村名	総面積(ha)	可住地面積(ha)
1	横手市	69,280	31,636
2	湯沢市	79,091	15,783
3	由利本荘市	120,960	29,571

No	市町村名	総面積(ha)	可住地面積(ha)
4	大仙市	86,677	36,670
5	にかほ市	24,113	7,779
6	仙北市	109,356	15,126
7	美郷町	16,834	9,637
8	羽後町	23,078	6,919
9	東成瀬村	20,369	2,945
合 計		549,758	156,066

(各市町村が集積区域に指定されている理由)

国道13号沿線の大仙市、美郷町、横手市、湯沢市と、それに隣接する仙北市、羽後町、東成瀬村の各市町村は雄物川流域の都市として、古くから社会・経済上の結びつきが深く、秋田自動車道と湯沢横手道路により、地域内との交流が一層活性化してきている。

また、由利本荘市とにかほ市を通る日本海沿岸東北自動車道は、秋田市河辺で秋田自動車道に接続しているほか、由利本荘市と大仙市、横手市、湯沢市とは、それぞれ一般国道105号、107号、108号の幹線道路で結ばれており、ほぼ1時間以内でアクセスできる状況にある。

このように交通アクセスは効率化され、地域内の交流や一体性が向上しているとともに、東北自動車道や秋田空港、秋田港などの高速交通体系との接続が図られた結果、国内外との経済的な交流も活発化している。

こうした状況を背景として、地域内の食品関係事業者が連携・共同して、地域ならではの農林水産物や食資源を商品化し、県内外に出荷・販売したり、あるいは観光客を誘客するなどの事例が増加している。

以上のことから、当該市町村を一つの集積区域として設定することで、食品関連産業の集積を高めるとともに、地域経済の活性化を図っていく。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

○横手市

〈横手第1工業団地〉

横手市金沢中野字蛭沢794-1、794-4、794-8、811-2

横手市安本字北御所野20-24、20-26～27、20-31、20-41、20-44、20-57、20-59

横手市安本字下御所野1-2、1-11、1-18、1-24、23-9～10

横手市安本字南御所野10-3～4、10-6、10-13、10-15、10-18、10-20、14-5～6、16-2、

16-4、17-1、17-7、17-9～10、17-12、17-15、27-1、104-2、

107-1、108-1～2、108-5、196、199、200-14、201、202、

203-3、206-9、206-13、207-2、222-25、222-38、222-74、245

横手市安本字尼辺6-1～2、6-5～6

〈横手第2工業団地〉

横手市柳田1-1～3、1-14、1-16、4-1～3、12-1、12-3～4、12-10～12

〈柳田工業団地〉

横手市柳田字新藤151-2、163-2、164-3、166-1、166-7、167-3、173-1、173-8～9、
184-2～5、186-2、186-5～6、190-1～23、206-3、215-2、215-4、
226-4、227-2、247-1～2、249、250、262-1、263、264-1、
267-1～2、268、285-2

横手市柳田字五大尊25-1～2、28-1、29、52、53、54-1～2、62、91～102、103-1～2、
104～107、108-1～2、109～118、122-1、123-1、124-1、125-1、
126-1、127-1、128-1、129-1、130-1、131-1、136-1、137-1、
138-1、139-1、140-1、141-1、142-1、143-1、144-1、145-1、
159～165、166-1、167-1、180

横手市柳田字大谷地62～68、69-1、70-1、71-1、72-1、77-1～2、78-1、79-1、80-1、
81-1、82-1、83-1

〈福地工業団地〉

横手市雄物川町南形字蝦夷塚20-1、20-5、35-1、75-1、75-3、77-1～2、78-1～2、84、
85-1、119

横手市雄物川町南形字東谷地8-1、8-6

横手市雄物川町造山字蝦夷塚35-1

〈増田地区〉

横手市増田町吉野字村下18-2、23-2、24-2、26-1、26-3、26-7～9、29-1、30、
32-1～3、33-1、33-3、34-1～2、35、36-3、37-2、38-3、
38-7、45～49、71、72

横手市増田町増田字石神28-1～2、34～36、37-1、41-2、43～46、103、106、108、
109、115

横手市増田町増田字石神西6-1、7-2、7-6、7-10、10-1、10-4、11-11～12、11-15、
11-17、11-19、11-21、14-1、14-3、30-1、30-4、31-1、
31-3、36-1、36-5、37、53-1、53-4～5、57、57-2、58、
60、70、70-4～5、73、86、89-1、89-3、116-6、116-8～9、
126-1、127-2、135、137、138、148、149、160～165

〈雄物川地区〉

横手市雄物川町谷地新田字堤添36-1～2、36-6、48、49-4～5、50-1、203-1、205-1、
248-3、261

横手市雄物川町大沢字根羽子沢51-6～9、51-11、51-22～23、52-2、52-7～12、52-16、
52-27～30、52-32～37、52-40、52-42、52-55～59、
52-62～63、52-65～70、52-72～74

横手市雄物川町大沢字藪沢目20-35

〈八萩工業団地〉

横手市十文字町仁井田字八萩5-1～3、7-3、9-3、9-5、11-3、12-2、18-1、18-4～5、
57-5、81、82、100-1～2、101、101-2、124～135、
136-1

○湯沢市

〈湯沢工業団地〉

湯沢市岩崎字壇ノ上1、2、3-1～9、5、6-1～2、8-1、8-3、8-5、8-7～8

〈寺沢工業団地〉

湯沢市寺沢字中川原1-21

湯沢市寺沢字本郷82-1

〈深堀地区〉

湯沢市深堀字中川原120-8、133

○由利本荘市

由利本荘市万願寺1-27

由利本荘市上大野123

由利本荘市石脇字山ノ神地内

由利本荘市石脇字赤冗地内

由利本荘市鳥海町小川字榎ノ木平2-1

由利本荘市東由利蔵字上ノ山16-1

○大仙市

〈北野目工業団地〉

大仙市北野目字白山堂下308-1、308-3、596-1、708-1、810-3、1335-2

〈東長野工業団地〉

大仙市豊川字美濃川2、36-18、69-3

〈西ノ又工業団地〉

大仙市南外南榎岡字西ノ又495-6、495-10、495-16

大仙市南外字無尻橋174-4、174-8

○羽後町

羽後町床舞字軽内180-4

羽後町新町字京塚野1

設定する区域は、平成28年1月22日現在における地番により表示したものである。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

工場立地法に定める「特定工場」（一定の敷地面積又は建築面積を有する製造業等を行う工場）については、同法に基づき、原則、敷地面積に対して一定の比率以上の緑地及び環境施設面積を確保することが求められている。

当地域で集積が見込まれる食品関連産業では、新規立地企業が新たな敷地を確保する

場合や、既存企業が生産能力拡充等のため、新たな設備投資や増設を実施する場合、用地の効率的活用への要請は強く、緑地を含む新たな用地の確保が困難であることから、横手市「横手第二工業団地」に工場立地法の特例を適用する。

工場立地法の特例を適用することで、工場用地の効率的活用が進み、新規立地及び既存企業の工場用地の配分増加による増設等は、計画期間内に企業立地件数1件、新規雇用創出数20人が見込まれる。

なお、当該特例措置の適用に当たっては、地域の実情や住民の意思等を踏まえ、県及び市町村の環境保全部局や関係機関との調整等を行うことにより、特定工場周辺の生活環境の保全を図るものとする。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という）

（1）集積を行おうとする業種名

（業種名又は産業名）

食品関連産業

（日本標準産業分類上の業種名）

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く）
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 52 飲食料品卸売業
- 5411 農業用機械器具卸売業

（2）（1）の業種を指定した理由

平成25年工業統計では、本県の製造品出荷額等は1兆1,064億円で、業種別には、電子部品・デバイスが2,686億円（構成比24%）で最も多く、次いで食料品931億円（同8%）、業務用機械766億円（同7%）の順となっている。

食料品製造業と飲料・たばこ・飼料製造業の製造品出荷額等の合計は1,150億円で、全体の10%を占めている。

本県は豊かな自然環境を背景として、秋田ならではの農林水産物など、潜在力のある食資源に恵まれており、食品産業は大きな成長が期待される分野である。県の成長戦略である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」（平成26年度～平成29年度）及び「あきた未来総合戦略」（平成27年度～平成31年度）においても、食品産業の振興を重点施策の一つに位置づけ、推進することとしている。

当地域では、豊富な米などを背景とする発酵文化が根付いていて、古くから酒造業が盛んであり、いぶりがっこなど漬物の生産が各地で行われているほか、全国三大うどん

の一つである稲庭うどんは300年以上の歴史を有している。

このほか、さくらんぼやりんご、スイカ、枝豆等の果樹・野菜、カナカブや三関せり等の伝統野菜などの産地が点在している。

こうした地域ならではの農林水産物をベースとした商品開発と販路開拓の動きをさらに活発化させていくことで、事業所の新規立地や設備導入による増設などにつなげていく。

また、食品関連産業は、食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）のほか、紙及びプラスチック容器、食品加工機械、運送、倉庫など関連業種の裾野が広く、多種多様な業種が関連していることから、今後、当地域において、こうした関連業種を含めた産業集積の活性化を図り、農林水産物の生産から加工、流通、販売に至る一連のサプライチェーンを形成することで、地域経済の活性化を図っていく。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の新規立地件数	14件
指定集積業種の新規事業開始件数	7件
指定集積業種の製品出荷額等増加額	47億円
指定集積業種の新規雇用人数	410人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用用地等の整備に関する事項）

①企業ニーズの把握

首都圏等県外での企業誘致活動の中で、工場新・増設等に必要な具体的なニーズの把握に努めるとともに、企業誘致アドバイザーや誘致済企業訪問専門員を配置し、誘致済企業やその本社、県内企業等のフォローアップを強化しながら、新たな生産・設備投資・雇用計画等の把握に努める。

また、県及び市町村が「秋田県企業誘致推進協議会」を組織し、誘致済企業や誘致企業の本社・親会社との懇談会を開催し、企業情報等の収集に努めるなど、一体となった誘致活動を行う。

②産業用用地・共用設備の整備等

県では、既存の工業団地の環境整備に努めるほか、総合食品研究センターでは食品関連産業の技術開発、商品開発・改良等に対応する研究機関として、食品・飲料加工機械設備機械や各種試験室等が設置され、食品関連産業への各種支援（技術開発、技術相談、各種試験など）の体制を整える。

(人材の育成及び確保に関する事項)

①意欲ある食品事業者の育成

県では、県外に進出意欲のある事業者にスポットを当て、商品開発スキルの向上や経営戦略の構築を実践する人材育成講座である「秋田絶品マーケティング塾」を開催するとともに、関係機関と連携し生産性向上等の改善活動を支援するほか、食品事業者が行う加工機械の導入を支援する。また、新商品等の開発・生産などの取組により、自社の競争力の強化を図る企業を「がんばる中小企業」に認定し、認定を受けた企業が事業計画に基づき行う取組をハード・ソフト両面から支援するなど、食品関連事業者の育成を図る。

(技術支援等に関する事項)

①技術相談・指導、共同研究、技術移転

県や市町村、商工団体、関係機関等が連携しながら、食品関係事業者等からの相談体制を整えるとともに、技術指導などを実施する。

○総合食品研究センターによる支援

平成7年4月に、醸造試験場の伝統を引き継ぐとともに、食品加工業及び酒類製造業の振興並びに県産農水産物の利用拡大やバイオ、最新の科学技術を生かす総合的な研究機関として設立された。当センターでは、試験研究をはじめ、各企業への技術支援や各企業との共同研究、研修の実施など、県内事業者へのきめ細やかな支援等を行っている。

○あきた食品振興プラザによる支援

平成3年に食品加工及びこれに関する産業相互の連携を密にし、食品産業の発展を図ることを目的として設立した。この目的を達成するため、国事業や食品業界に係る情報等の提供、商品開発や販路拡大・開拓等に関する研修会・セミナーを開催するとともに、商品開発のノウハウや技術的な支援について、国や県、関係団体との連携を促進するための情報交換・提供等を行っている。

○公益財団法人あきた企業活性化センターによる支援

公益財団法人あきた企業活性化センターでは、県内中小事業者にワンストップで総合的・専門的な一貫支援を実施している。具体的には、県内企業や創業予定者、異業種へ参入する企業等への指導・助言のほか、融資、補助金、専門家派遣、事務所スペースの提供など、各種施策を必要に応じて組み合わせながら支援している。

特に、食品産業については、県内事業者の事業者間連携や、商品戦略等についてワンストップで対応する食品マッチング専門員を配置するとともに、首都圏等の県外企業との商談会を開催するなど、食品事業者の事業展開を総合的に支援している。

○秋田県立大学による支援

秋田県立大学では、県内企業等との交流を促進し、新技術の開発や課題解決を目的と

した受託研究、共同研究、技術相談等を行うほか、研究成果の実用化、新事業創出を支援している。

(その他の企業立地及び事業高度化のための環境整備等に関する事項)

①国の技術開発事業等の活用

当地域の食品関連産業における技術開発のために、試験研究機関や大学等で国の技術開発事業等の競争的資金を活用して、実用化・事業化を目指した開発を進めていく。

②食品事業者の活動を支える仕組みづくり

食品事業者のみならず、原材料生産者から流通業者に至るまで、関連業種をネットワーク化するとともに、専門家を派遣して助言・指導を行うなど、各種課題解決のための環境を整備している。

③農林水産業や観光産業との連携強化

秋田の強みである農林水産物や歴史・文化、観光などの地域資源を活用して、首都圏等への販路開拓や県外から誘客促進を推進する事業主体となる、食品関連事業者と農林水産事業者や観光事業者による連携体の育成を図っている。

④あきた農商工応援ファンド事業

公益財団法人あきた企業活性化センターでは、平成21年に独立行政法人中小企業基盤整備機構、県内金融機関、農業団体及び県からの貸付金を原資とする「あきた農商工応援ファンド」を創設し、その運用益により、農林水産事業者と中小企業者等が連携し、互いに有するノウハウや技術等を活用して取り組む商品開発や販路開拓に対して助成を行っている。

⑤初期投資軽減のための支援制度

県では、企業立地促進のための優遇施策として「あきたリッチプラン」を創設し、設備投資などへの最大40億円の助成制度や工場建設に対する最大10億円の融資制度、さらには割安な団地分譲・貸付制度等を導入している。

また、構成市町村においても、それぞれ独自に支援制度を創設したり、工業団地を整備するなどにより、企業立地の促進に努めている。

⑥インフラ整備関係

秋田県内の高速道路は、秋田自動車道が岩手県北上JCTで東北自動車道に接続しているほか、東北中央自動車道については、平成9年に湯沢から横手までの区間が開通し、その後、順次整備され、平成19年に湯沢市雄勝まで延伸している。また、日本海沿岸東北自動車道は秋田市河辺で秋田自動車道に接続し、平成27年10月には象潟まで延伸されている。各自動車道が開通している湯沢市及びにかほ市は、県南部の道路交通上の玄関口で、以南についても一部を除き事業に着手していることから、早期整備・延伸が期待

されている。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境保全に関する配慮)

産業集積の形成及び活性化に際して、事業活動に伴う大気汚染・水質汚濁の防止や騒音・振動・悪臭等の対策について、県、市町村及び関係機関が緊密な連携を図りながら、必要に応じて、助言・指導を行う等、集積区域における環境負荷低減に向けた取組を促進することにより、地域の環境保全に十分な配慮をしていく。

また、集積区域の産業活動によって生じる廃棄物について、環境保全部局と産業振興所管部局とが一体となった企業指導により、3Rや適正処理を推進するとともに、集積区域住民に対し、必要に応じて環境保全対策に関する住民説明会を実施するほか、シンポジウムの開催、工場視察の受入れ等を通じて、十分な理解を図っていく。

(安全な住民生活の保全)

「秋田県安全・安心の街づくり条例」に則り、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を図る。特に、同条例の主旨を踏まえて、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないよう、住民の理解を得ながら、以下のことを推進する。

- ・事業所付近で犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明の設置等防犯設備を整備すること。
 - ・道路・公園及び事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
 - ・交通事故や犯罪を防止するため、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離する等交通安全施設等の整備をすること。
 - ・秋田県地域安全ネットワークによる地域安全活動を推進するために、警察、自治体及び地域住民と連携し、協働した自主防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
 - ・従業員の法令教育による遵法意識の浸透及び従業員や顧客等が犯罪被害に遭わないための指導をすること。
 - ・犯罪防止のため外国人を雇用しようとする際には、旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認することなど、事業者や県において必要な措置を取ること。
 - ・犯罪や事故防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮すること。
- また、事件事故発生時において迅速な対応をとるため、警察への連絡体制の整備と捜査への協力を図る。

(食品を取り巻く現状への対応)

食品中の放射性物質問題、牛肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒の発生、原産地の偽装や改ざんなど、食品を巡る県民の不安や不信感は依然として続いている。

①食品関連事業者のコンプライアンス（法令遵守）意識の向上

食品の安全性確保に第一義的責任を負うのは事業者であるが、原産地の偽装表示などの事例は、事業者のコンプライアンス意識の低下によるものと考えられ、消費者に食品に対する不安や不信感を与えるため、関係機関と連携して事業者のコンプライアンス意識の醸成を図る。

②食品関連事業者の自主的衛生管理の推進

食品の安全性を確保するためには、生産から消費に至る食品供給工程の各段階における取組が重要であるが、特に、生産や製造段階においては、原材料の保管や施設設備の衛生、作業や処理工程などを適切に管理する必要がある。食品関連事業者が自主的衛生管理を一層推進するため、HACCP方式の衛生管理手法の導入や、「秋田県HACCP認証」の取得による食品の安全性確保と県産加工食品のブランド力強化に努める。

③食品の品質保証と信頼性の確保

本県には、他に誇れる優れた食材や安全で高品質な農林水産物がある。また、「秋田県特別栽培農産物認証」や「秋田県比内地鶏ブランド認証」による県産農畜産物の品質を保証する制度があることから、これを活用し県産食品に対する消費者の信頼性確保に努める。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

農地等を含む重点促進区域は次のとおりである。

(1) 横手市 柳田工業団地

①重点促進区域面積 11.61ha

②上記のうち農地等面積 4.98ha

③調整等の状況

当該区域は、都市計画法第8条第1号に規定する用途地域（工業専用地域）であり、農業上の土地利用との調整を図っている。

今後、企業立地が決定した際には、関係機関と協議し、農地転用手続きを進めていく。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成32年度末日までとする。